

協議第 2 4 号

危険物施設の許認可等について

次の調整結果について協議を求める。

令和 4 年 5 月 9 日提出

上尾市・伊奈町消防広域化協議会
会 長 畠 山 稔

調整結果	危険物施設の許認可等については、消防に関する事務委託を受けている上尾市長が行うこととする。
------	---

(説明)

消防法第 1 1 条第 1 項第 1 号にて危険物施設を設置、又は当該施設の位置、構造、設備を変更しようとする者は、消防本部及び消防署を置く市町村の区域に設置される危険物施設については「当該市町村長」から許可を得なければならないとされている。

広域化後は、伊奈町は上尾市に消防に関する事務（消防団に係るもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。）を委託していることから、当該許認可については、上尾市長が行うこととなる。

参考 消防法 抜粋

(製造所等の設置、変更等)

第 1 1 条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

一 消防本部及び消防署を置く市町村（次号及び第三号において「消防本部等所在市町村」という。）の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（配管によって危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの（以下「移送取扱所」という。）を除く。） 当該市町村長

協議結果	調整結果のとおり、承認する。
------	----------------